

## 2024 (第 30 回) いちのみやリバーサイドフェスティバル出店要領 5 (キッチンカー)

「いちのみやリバーサイドフェスティバル」は、木曽川の清流のもと緑と自然の空間の中で市民参加型のイベントとして、公園の利用促進及び緑化の推進を図ることを目的に開催します。

2024 (第 30 回) いちのみやリバーサイドフェスティバルの一環として実施するキッチンカーの出店については、以下のとおりとします。

## 1 開催日時について

令和 6 年 5 月 3 日 (金・祝) から 5 日 (日・祝) 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分

## 2 出店品目について

軽食及び飲料で、保健所から食品営業許可された品目であり、法律で禁止されているもの、品質保証できないもの、安全性・社会性等の観点から主催者が不適切と判断したものは販売できません。

## 3 出店について

(1) 出店場所：大芝生広場周辺

(1) 出店数：8 店

優先順位は①市内在住②愛知県内在住③その他とします。

(2) 出店区画：奥行 2.4m×間口 6.0m以内 (庇等を上げた最大の大きさ)

## 4 出店資格について

キッチンカーを所有する個人、法人又は任意団体及び店舗を構える者が、会場で調理又はパック詰めして販売するものとする。出品品目は軽食及び飲料とし、法律で禁止されているもの、品質保証できないもの、安全性・社会性などの観点から主催者が不適切と判断したものは販売できません。

ディーゼルカーを利用する場合は規制適合車を使用してください。

(1) 出店しようとする者は、次に該当しなければ申し込みすることができません。

- 食品衛生責任者等資格を有する者
- 保健所の許可を受けている者
- 保健所より移動販売車による食品営業の許可を受けている者
- 適切なゴミ処理 (残飯類) 及び販売後、キッチンカー周囲のゴミ (包装類) 回収を行える者
- 法人の場合、会社更生法、民事再生法に基づく更生、再生手続きを行っていない者

(2) 出店しようとする者が次に該当する場合は出店することができません。

- 破産者であり、復権していない者
- 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- 申込業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者
- 市民税等の税金を滞納している者
- 一宮市暴力団等排除に関する条例で定める暴力団等
- 主催者が出店にふさわしくないと判断した者

(3) 出店しようとする者は、以下の条件が必要となります。

- 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づき移動販売車による食品営業の許可書を有すること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項1号の処分を受けている、又は過去に受けたことのある団体及びその代表者、構成員などでないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てを行っていないものであること。
- 一宮市税に滞納がないこと。
- 使用するキッチンカーは、出店者が所有権を有していることが条件であり、レンタカーでの出店ができない。（ただし、法人が使用者・名義の場合、雇用関係が証明できる場合は、この限りでない。）

## 5 申し込み方法について

- (1) あいち電子申請・届出システム ([https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-ichinomiya-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=87475](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-ichinomiya-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=87475))  
で事務局へ申し込みするものとします。



- (2) 〆切は、令和6年3月8日（金）とします。  
(3) 申し込みは1 団体 1 店に限ります。  
(4) 出店決定後、当選通知及び出店料の入金依頼をあいち電子申請・届出システムにて送付します。  
また、申し込み者が多数の場合は抽選となり、落選した場合にも通知を送付します。

## 6 出店料について

- (1) 1 日 1 店あたり：15,000 円（軽自動車、小型自動車及び普通自動車のいずれも）  
(2) 出店料は、別に定める日までに銀行振込又は平日午前9時から午後5時までに直接持参するものとし、出店申し込み以降取り消しの申し出があった場合でも、返金いたしません。  
(3) 主催者が本出店要領の「9 開催の中止について」により中止し、出店できなかった場合は、返金いたしますので、中止お知らせ日から2週間以内の平日午前9時から午後5時までに事前連絡の上、「11 問合せ先」までお越しくください。お越しいただけない場合は、振込による返金も可能です（ただし、振込手数料は出店者負担）。

## 7 搬入・搬出について

- (1) 商品等の搬入・搬出に要する一切の経費は、出店者の負担とします。  
(2) 出店ブースの装飾や搬入・搬出にかかる費用については、出店者の負担とします。  
(3) 出店車両は1 出店者につき1 台のみとします。  
(4) 搬入時間：出店日当日の午前7時00分から午前8時30分  
搬出時間：午後5時30分から6時30分  
午前8時30分から午後5時30分までは、会場内への車両の乗入れは出来ません。  
ただし、公園管理者の指導により変更することがあります。  
(5) 会場内へ車両を乗入れるときは、必ずハザードランプを点灯し、徐行（5km/h以下）で走行してください。

## 8 出店の注意事項について

- (1) 主催者は、会場全般の管理を行います。
- (2) 出店当日は、事前にお渡しする参加決定通知書兼領収証及び資材搬入車両通行証を必ずご持参ください。
- (3) 商品等の管理については、出店者が一切の責任を負うものとし、盗難・紛失、損傷等による損害に対し、主催者は賠償の責任を負わないこととします。
- (4) 出店者は、整理整頓に努め、ゴミ等は自己の責任で適正に処理してください。
- (5) 出店に係るトラブルは、原則、出店者と来場者との当事者間で解決してください。これに関連し、来場者から問合せ等があった場合、内容に応じて出店者の連絡先を伝える場合があります。
- (6) 商品等の販売及びPR活動等は、主催者の指定した出店ブース内で行ってください。
- (7) 販売した商品について、苦情等があった場合、当該出店者が一切の責任を負うこととします。
- (8) 出店者は、自身の出店に関わる全ての内容（出店物品の管理・金銭管理・運営等）について責任を持って対応してください。また、天災その他の不可抗力によって発生した事故（損傷、焼失、盗難、紛失等）について、主催者は一切の賠償の責任を負わないこととします。
- (9) 自然災害が発生又は予想される場合や社会情勢等により、主催者が開催の中止をした場合においても人件費、商品等の一切の補償はしません。
- (10) 電気、ガス、水等は各自でご用意ください。また、火気器具等を使用する場合は必ず消火器を備えてください。
- (11) 販売終了後の出店ブース付近は、設置前と同じ状況（現状復帰）へ戻してください。
- (12) キッチンカーの破損紛失等について、主催者は一切の責任を負いません。
- (13) その他、主催者の指示に従わない場合は、退店していただく場合があります。併せて、次回からは出店を拒否させていただくこともあります。

## 9 開催の中止について

以下の場合、開催を中止とします。中止の場合は、Facebook・X（旧 Twitter）・Instagram の公式 SNS でお知らせします。

- (1) 開催日前に、一宮市で震度 5 以上の地震が発生し、地震の影響があると判断した場合。
- (2) 開催日当日午前 7 時に、一宮市で大雨・暴風・洪水警報のいずれかが発令されており、開催開始時間以降も警報が継続すると予想される場合。
- (3) 開催時間中に、一宮市で大雨・暴風・洪水警報のいずれかが発令された場合。
- (4) 開催時間中に、一宮市で震度 5 以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合。
- (5) その他イベントの準備及び安全な運営に支障があると判断した場合。

## 10 その他

- (1) 出店者への説明会を事前で開催します（4 月上旬予定）。
- (2) (1) の説明会において、資材搬入車両通行証を配付します。
- (3) 本イベント終了後にアンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。

## 11 問合せ先

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

一宮市まちづくり部公園緑地課 緑化・景観グループ内

いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会事務局

担当：内藤、春日井、渡辺

TEL：0586-28-8636（開催期間中：080-2614-7493）

電子メール：[kouen@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:kouen@city.ichinomiya.lg.jp)